

施策評価の実施（第3回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

委員 京丹後市では待機児童はいるのでしょうか。

担当部局 待機児童はほとんどいません。

委員 市の財政が厳しい中では、1歳及び2歳児について、市だけで受け入れていくのは無理だと思います。民間の保育所の状況はどうなっているのでしょうか。

担当部局 市内で私立の保育所は、ゆうかり保育所の1か所だけとなっています。この保育所に対しては、市からの委託事業として乳児保育を行ってもらっています。

また、今年の4月から峰山保育所と網野保育所の2つについて、運営を社会福祉法人へ委託し、この2つの保育所でも乳児の受け入れなどを含めて対応をいただいています。

現在、これらの民間の保育所なども含めて、乳児保育の運営ができていくという状況です。

委員 保育料の収支はどうでしょうか。

担当部局 支出のほうがかなり多い状況です。

委員 ファミリーサポートセンター事業の内容を見ると、応急手当講習、交流会、風呂敷つつみとありますが、これはどういった内容でしょうか。この事業の必要性がちょっと理解できないのですが、こういったことをしなくても、もっと違うところでもサポートしてもらえないのでしょうか。

担当部局 ファミリーサポートセンターは、普段、子育てをしている家庭について、急な用事で子供の面倒をみることができない場合に子供を預けたい「おねがい会員」と、援助を行いたい「まかせて会員」からなる会員組織です。

交流会などは、事業の中でこのような会員同士の交流も含めてもらえればという会員からの要望を受けて実施しました。

委員 いろいろな団体がある中で、そういう方々に協力してもらおうとか、地域の皆さんに協力してもらおうほうが、安心ではないかと思われま。

担当部局 保育所統廃合の説明の際に、地元からは地域から保育所がなくなるという

ことに対して大きな抵抗があり、自分たちで守っていくという気持ちがあると感じています。

ファミリーサポートセンター事業については、地域の小さな保育所的な感覚を持ってもらい、自分たちで子供たちを少しでも預かるうということも必要ではないかと思われます。

先ほど、委員から言われたように、経費を掛けて、保育所で0歳、1歳及び2歳児の保育を行うのが良いのかという議論の中で、地域で、ちょっとした家庭の子育てを支援するというのがファミリーサポートになりますが、このようなやり方がもう少し普及すればと考えています。

委員 放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育については、法律などで実施が義務付けられている事業でしょうか。それとも京丹後市独自の制度でしょうか。

担当部局 児童福祉法の中の放課後児童健全育成事業に関する規定に基づき、事業を実施しています。したがって、京丹後市独自ということではなく、全国のほかの自治体でも実施されています。

委員 私が小さいころはこのような制度はありませんでしたが、事業費を見ると約1億円が掛かっており、利用者1人あたり年間約27万5千円、1か月あたりで2万円くらい掛かっています。

利用料は、無料でしょうか。

担当部局 使用料として、利用料をいただいています。

委員 本事業は、平成22年度に4年生まで拡充したとなっており、本事業における今後の方向性は、現状維持となっています。市の財政が厳しくなっても4年生までの学童保育を維持していく方向でしょうか。

担当部局 基本的には、その方向で考えています。

委員 対象を4年生までに拡充したのはなぜでしょうか。要望が強かったということでしょうか。

担当部局 4年生まで預かって欲しいという要望が強かったため、4年生まで拡充を行いました。

委員 3年生まででも良いのではないのでしょうか。

担当部局 需要が増えてきており、子供を預けるというケースが増えてきています。

委員 4年生くらいになれば自分たちで遊べることから、財政が厳しい中では縮小すべきと思われます。財政が厳しい中で、対象学年を拡充した意味が理解できません。

委員長 ほかの委員の皆さんどうでしょうか。

地域性もあると思われ、地域によっては、小学校6年生まで拡充できないかと言われる親もあります。

共働きが主流になってきている中で、家に置いておけるかどうか、街角で遊んでいられるかということを考えたら、不安が募るため、実際、小学校5年、6年で預ける人はほとんどいないと思いますが、いざというときに預けられれば安心という声もあります。

委員 事業の収支のバランスが取れているのであれば、対象学年の拡充という要望に応えても良いと思われますが、収支が赤字の中で拡大することについてはどうかと思います。

対象学年の拡充をすることにより、支出が増え、仮に収支のバランスを取るために、利用料を高くした場合、そのために本当に必要となる家庭が子供を預けられなくなったということのないように、事業本来の目的をしっかりと認識した上で、進めていくべきと思われます。

家に子供が一人だと不安なので、それをなくそうということが事業の趣旨と思われますが、最初はそうでも、大きくなっていくにつれ、家に置いておけるにも関わらず、友達と仲良くなり、これまでの友達と遊びたいという感覚で預けるということは、本来の目的から外れてきますので、財政が厳しい中では、その辺りの判断をして欲しいと思います。

委員長 市の財政が厳しい中、一定の縮小や再編が必要というときに、担当部局としては、この数年間でどのような展望を描いておられるのかを参考までにお伺いします。

担当部局 補助事業の統合や縮小ということは可能と思われますが、子育てに関する事業はなかなか廃止したり、縮小したりすることが難しいと考えています。

子供を預かるという事業は、必要と考えており、現状の維持を行わなければならないと考えています。

委員長 基本的には、ほとんど必要という意識ですね。

施策目的と事業構成について改めて皆さんお考えを伺えればと思います。

委員 施策目的の3番で、「子育て家庭への支援を社会全体で取り組む体制整備を目指す」ということについては、非常に共感できます。

しかし、サービスを受ける人はそれなりの対価を払ってもらうなど、今後市の財政が厳しくなっても、サービスが持続できるような格好にしてもらわないと非常に困ると思います。

保育料の滞納という話を聞く中で、真面目に支払った人が損をしないよう、平等な社会を目指して欲しいと思います。

委員長 放課後児童健全育成事業と保育所に関して、利用料の滞納という実態はあるのでしょうか、また、どのように対処されているのでしょうか。

担当部局 実態はあります。

ただし、保育所の所長の対応や担当職員の戸別訪問などにより、滞納のないよう努力しています。

委員長 今後、市の財政が厳しくなり、サービスの低下が避けられない中では、保育料などの滞納を放置したままで、サービスが低下されることは利用者の理解が得られないと思われます。そこは是非一層の取組をお願いしたいと思います。

保育所と学童保育の料金は、何を根拠として決まっているのでしょうか。条例でしょうか。

要するに、料金の変更が可能であれば、値上げをとということを示唆しています。

担当部局 保育所の保育料については、所得による保育料という国の基準が示されており、それを基にして市で保育料の基準を設けています。実際には、京丹後市は京都府下でも保育料が高い部類に属します。

学童保育の利用料は、市の条例で規定しています。

委員長 歳出抑制の視点ということに関しては、もう少し値上げしてはどうかという議論であったと思います。

担当部局 先ほど、平成23年度から二つの保育所を公設民営という形で、民間で運営をしてもらっていると説明しました。先ほどの歳出抑制という考え方の一つの事例としては、このような方法が考えられると思われます。

今後は、歳出抑制の手法としては、完全に民間委託するという手法も将来的には出てくる可能性もあると思われます。

委員長 民営化するかどうかということについては、民営化したほうが安くなるのか、サービスが良くなるのかという辺りで考えていけば良いと思います。

保育所再編等推進計画が既に進んでいるということなので、どこまで言って良いのかということもありますが、歳出抑制のためには、抜本的に、保育所の数を減らすということに尽きるのではないのでしょうか。ほとんどのかたが自家用車で通勤していると思われるので、市の中心部の便利な場所に大きな保育所を設置し、運営体制を少数に絞り、多少不便かもしれませんが、自家用自動車で子供を送り、仕事に行くというライフスタイルにするのが、効率的ではないかと思います。

担当部局 今回の保育所の耐震化と統廃合の関係というのは、そういった観点があります。実際に、新たな保育所施設を建設する用地というのは、自動車での送迎が便利なところということで、地元からもそのような意向を受けています。

また、この保育所再編等推進計画の中で、もう一つ幼保一体化・一元化の運営ということも掲げられています。既に丹後こども園で、幼保一体化の保育をやっており、来年度にも、幼保一体化の保育所と幼稚園が一つできあがる予定です。

委員長 自立支援教育訓練給付金事業については、昨年度の予算がありませんが、今年度は20万円の予算がついています。昨年度は実績がなかったが、今年度は予算がついているということでしょうか。高等技能訓練促進費事業も昨年度と今年度ともに予算がありませんが。

担当部局 本事業を担当している生活福祉課が本日出席していないため、詳しいことは分かりません。

委員長 地域子育て創生事業は、今年度の予算がないにも関わらず、今後の方向性が現状維持となっています。これはどのような理解をすれば良いのでしょうか。

担当部局 本事業は、国の補助事業を利用しており、ほとんど国の財源で実施しています。まだ、事業申請自体がこれからということで、今年度の予算で計上されておられません。

委員長 市の負担はどのくらいでしょうか。

担当部局 100%の補助金が交付されますので、市の負担はありません。

委員長 市にとって有利な事業ということですね。

自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業は、余り実績もなくて、現に平成22年度も実績がないということであれば、メニューとして事業を残しても良いかもしれませんが、歳出抑制の視点から言えば、いっそ廃止しても良いのではないかなと思ひまして、お尋ねした次第です。

歳出抑制の視点ということで、委員の皆さまからそれぞれご意見をいただき、それについて担当部局からご返答などがいただけたらと思ひます。

委員 先ほど言わせていただいたとおり、平等な保育や子育ての制度を持続できるように考えていただきたいという意見です。

委員長 例えば、学童保育や保育所の利用料をもう少し上げるということでしょうか。

委員 それもありますが、財政が厳しくなってくる中では、どこかを削減していかないと、本当に必要な人が保育や手当を受けられなくなることが危惧されます。

拡充するばかりでなくて、守らなければならないところをしっかりと守っていただきたいと思ひます。

委員長 例えば、学童保育の対象学年を3年生に戻してはということでしょうか。

委員 できるかどうかは別として、学校と連携し、月曜と火曜日について、長めに授業をしてもらったり、放課後に面倒をみてもらったりして、月曜日と火曜日は学童保育をなくしたり、開設日数とかを考えたりということですが。

対象が小学校1年生から4年生となっており、自分たちで遊ぶこともできる中、本当にこれだけの委託料が必要なのかどうか、また、適切なのかどうかについて、安全性の確保などとバランスを取っていただけて見直しの検討をしていただけたらと思ひます。

委員 どの事業も確かに必要だと思ひます。

事業の本来の目的をしっかりと踏まえた上で、例えば学童保育であれば、本当に支援が必要な家庭なのか、所得の状況はどうなのかということについて、しっかりと審査し、本当に必要な家庭を支援していけば、必然的に予算が削減されてくると思ひられます。

予算の削減が必要ということで、本来、必要であるはずの事業そのものを廃止されてしまうという結果になってしまえば、本末転倒と思われれます。

先ほど説明のあった保育所の民営化についても、民営化自体は良いと思いますが、民営化すると採算をしっかりと計算して運営すると思います。採算が合わず利用料を高くした結果、本来、保育を必要とする人が預けられなくなったということはあってはならないと思われれます。

子育て支援センター事業については、こういったものもあれば良いと思いますが、別になくても良いと思います。

そうではなくて、母子、父子家庭などもっと困っているところに、同じ悩みを持つ方々同士の横の連携などは、大切だと思います。

子育て支援センター事業について、事業費のほとんどを人件費が占めています。要するに職員が時間外勤務により実施されていると思います。

時間内の勤務で運営ができないか調整し、やり方の見直しを行っていただきたいと思います。

委員長 子育て支援センター事業の財源について、市と国の負担割合はどれくらいでしょうか。

担当部局 2分の1が国の補助で、残りが市の負担となっています。

委員 先ほど委員長が言われた自立支援教育訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業を見直していただきたいと思います。

子ども未来まちづくり審議会事業などの金額の小さい事業は、別の事業と一緒にし、整理していただいたほうが良いと思います。

小さな事業がたくさんあっても、利用されるかたが迷われます。どこに相談に行ったら良いのかというかたがおられるかもしれませんので、大きく器を作ってください、まとめたほうが良いと思います。

今、委員が言われたように、子育て支援センター事業について本当に必要なのかと思います。私たちの時代には、これだけのサポートはなかったと思いますので、子育て支援センター事業についても、見直していただけたらと思います。

委員長 歳出抑制の視点としましては、放課後児童健全育成事業というものが一つの付けどころではないかという意見が強くありました。

私も一つアイデアを出しますが、保育の必要の有無に関わらず、放課後に児童を学校に残らせて、安全に遊ばせようという放課後子ども教室という文部科学省の事業があります。

例えば、放課後児童健全育成事業を縮小するにしても、代替として放課後子ども教室を行うなど、学校で安全に残ってもらおうということについては、工夫の余地があると思います。

子育て支援センター事業については、一般的には国の方針ということもあり、全国的に取り組まれているところではありますが、できれば、各保育所の中で、日常的な業務の中で相談という形で、あるいは保育所の行事というようなことで対処せざるを得ないのではないかという提案もあったというふうに考えています。

担当部局 子育て支援センター事業については、時間外での対応は行っておりません。

子育て支援センターには、専任の職員を配置して、事業を実施しており、時間外ではなく、保育所で保育を行っている時間内に実施しています。

委員 先ほど、放課後児童健全育成事業の代わりに放課後児童教室をとということでしたが、学校の先生は、帰りがずいぶん遅いと聞いていますので、難しいのではないのでしょうか。地域の協力がないと実際は難しいのではないのでしょうか。

委員長 どの提案もなかなか困難で、子育て支援センターの見直しなども容易ではないということは分かりますが、例えばということで、いろいろな可能性について意見などをさせていただきました。

保育所再編等推進計画を進められているということですが、集約ということなどで対応していくというくらいが、この委員会のアイデアです。

担当部局のほうからコメントをいただきたいと思います。

担当部局 先ほどの放課後児童健全育成事業の手法の関係ですが、先ほど委員からありましたように、地域でそういったことをやってやるということであれば、すごく大きな命題だと思います。

すぐにできるかどうかは分かりませんが、例えば、地域の中でコミュニティビジネスというような手法で行っていくことも考えられると感じました。

委員長 事務局として、特に疑問点、確認したい点はありませんか。

事務局 ファミリーサポートセンター事業は、実績はどの程度あるのでしょうか。

担当部局 昨年度では15件が成立し、延べ23件の実績があります。



委員長 行政評価の視点で、抜本的な見直しをする前に、各委員から保育所にしても、学童にしても、本当に必要とする人がしっかり利用できているのか、また、利用料などが適切に徴収されているのかを、まずは正してから見直しを行うべきという意識があったことは確認したいと思います。

施策評価のまとめ（第4回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

前回委員会における施策評価結果について、評価の振り返りと評価結果のまとめを実施。

委員長 施策の見通しの中でファミリーサポートセンター事業について、「いろいろな団体や地域のかたに協力してもらおうような体制をつくるよう検討すべき」とあり、少し抽象的過ぎるのではないかと思います。

もう少し具体化し、「より多様な、より多くの人にまかせて会員になってもらうよう努めるべき」と言葉を足しましょう。

委員 この事業で、事故が起きた場合はどのようになるのでしょうか。きちんとした保障があるのでしょうか。

事務局 市が保険に加入していて、限度額の範囲で保障することとなります。

委員 死亡した場合は、いくら保険金が出ても、親は納得いかないと思います。

委員 やはり、安心安全を考えると、保育所のような施設保育に変えていく必要があると思います。

委員長 保育所ではお金が掛かり過ぎるので、このような制度があると思いますが、親にすれば信頼できる人でないと預けられないということになります。

ファミリーサポートセンター事業としては、「子育ての援助を行いたい、まかせて会員により多くの人になってもらうような努力をしてもらい、利用を広げて行って欲しい」という意見になると思います。

次に、子育て支援センター事業ですが、書き方としては、施策の見通しと併せて歳出抑制の視点からも触れる方法もあると思います。歳出抑制の視点から必要性が乏しいと委員会が判断するならば、廃止してはどうかと書いても良いと思います。

委員 利用者は相当な人数があるので、ニーズはあると思いますが、財政が厳しい中で他のサービスと天びんにかけた場合は、そこまで必要かという前回の

議論だったと思います。

委員長 施策の見通しの部分はこのままで、歳出抑制の部分にも大幅な縮小と書き加えるということにしましょう。

次に、自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進費事業ですが、担当課から法律で努力が求められているものであり、市独自で廃止できるものではないという主張があります。実際には予算はとってあるが、執行が無いので、大勢に影響は無いのですが、あえて議論するならば、法律では補助金を出すようにとまでは書いてないので、義務ではないと思います。執行が無いならば、削減しなくても良いと思いますが、いかがでしょうか。

委員 多くの事業がある中で、必要性がないならば廃止すべきだと思います。

委員長 歳出抑制の視点からは、保育所については、再編を進め、保育所の数を減らしていったら良いという意見だったと思います。また、保育料の値上げを行ってはどうかという提案になっています。それぞれ、これでいいでしょうか。

委員 一概に保育所を減らすべきとは言えないと思います。自家用車を持たない保護者もあり、送迎バスの配車が条件となると思います。財政が苦しいから、ただ単に保育料の値上げということでは、本当に保育が必要な人が利用できないということになります。本当に困っている人の視点に立ったフォローが必要であり、外部評価結果(案)の書きぶりではその点が抜けていると思います。

事務局 保育所の数を減らすということについて、現在、市では保育所再編等推進計画を策定していますが、この計画よりもさらに減らすべきというような考え方になるのでしょうか。

委員長 計画に沿ってという趣旨になると思います。そうなると、歳出抑制の視点ではないと思いますし、保育料については、本当に必要な人に配慮をしつつ、保育料の値上げを検討すべきということではいかがでしょうか。

放課後児童健全育成事業ですが、他市の放課後子ども教室事業を調べてきましたので資料をご覧ください。この事業では、誰でも自由に参加できます。実施主体は学校ではなく、地域の人を作る実行委員会というものになります。行政は、その実行委員会に補助金を出すという仕組みになっています。毎日

開催するのは難しく、ほとんどの学校が週1回の開催です。

学童保育を大幅に縮小してこれに移行するとすれば、学校単位で地域住民主体の実行委員会がしてくれるのか、何日程度開催していただけるのかが課題となってきます。さらに難しいのが土曜日、日曜日に開催ができるのかという問題があると思います。また、指導員もなかなか続かないという課題もあるようです。

これらのことを踏まえて、外部評価結果（案）の書きぶりを議論したいと思います。

まず、「その際に、経費が掛からないよう、地域のかたの協力を得るなどの工夫を行ってはどうか」の部分が不要だと思います。放課後子ども教室はもともと地域のかたに運営していただき、行政は補助金を出すという仕組みですので、「放課後児童健全育成事業については、縮小又は廃止し、文部科学省の放課後子ども教室事業で代替してはどうか」ということになると思います。しかし、現実的には相当難しいと思います。

委員 純粹に子供たちの面倒を見ようという気持ちのあるかたがいれば可能だと思いますし、この事業を立ち上げるならば、行政としては、補助金や報酬ではなくて場所の確保が重要と思います。空き教室を提供して、安全確保を支援するというでいいと思います。

委員長 書きぶりとしてはこのままにしましょう。

事務局 放課後児童健全育成事業について、見直しの方向は、対象学年の引下げなのか、指導員の人数を減らす方向なのかどちらの方向で整理すればよいでしょうか。

委員長 議論を聞く範囲では、4年生まで拡充する必要はないということで3年生までで良いということです。

外部評価報告書（案）の検討（第6回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

外部評価報告書（案）について、委員会としての意見の再確認を実施。

委員長 委員からの指摘もあり、放課後児童健全育成事業について、対象年齢を引き下げるべきということを施策の見通しと歳出抑制の視点のどちらで整理す

べきかを確認したいと思います。

修正案としては、放課後児童健全育成事業について、外部評価結果（案）の施策の見通しで記載されている内容を、歳出抑制へ移動し、従来の小学校3年生まで引き下げてはどうか、あるいはいっそ廃止してはどうかと、まとめて歳出抑制のほうに記載するという考え方もあると思います。

そんなことでは、手ぬるいということであれば、施策の見通しにそのまま残しておけば良いと思います。

委員 歳出抑制へ移動させても良いと思います。

委員 必要なのは必要だと思います。

ただ、利用者が本当に必要としている人なのかどうかをしっかりと審査して欲しいと言っているのがあって、廃止とは言っていません。

委員長 外部評価結果（案）の書きぶりを、今の趣旨を生かして修正することにします。

まず、歳出抑制の保育料の値上げについてですが、保育料だけでなく、学童保育の利用料についても書き加えたほうが良いですね。

「保育所や放課後児童健全育成事業については、本当に必要としている人が経済的に困らないようにしつつ、値上げを行ってはどうか」ということで、学童保育も通常の保育も値上げすべきという内容にします。

続いて、放課後児童健全育成事業の見直しについては、提案としては第1段階として、小学校3年生まで戻してはどうか、第2段階では、廃止してはどうかというふうに直しましょう。

施策の見通しの部分ですが、必要としていない人が利用している実態をなくそうということを適切な形で表現するということですね。

委員 要望があるから事業を拡大した結果、予算が厳しくなってしまう、できなくなったのでやめましょうということになれば、本当に必要としている人が子供を預けられなくなってしまいます。

母子や父子家庭で、祖父母もいない家庭と共稼ぎで収入がしっかりしている家庭とでは優先順位が異なってくると思います。

家庭や収入の状況を精査した上で、審査を行って欲しいと思います。

委員長 整理をすると、放課後児童健全育成事業については、社会の情勢も変わっ

てきている中、対象者について、改めてあるべき姿をしっかりと検討していただきたいということですね。

対象とする家庭と預かる理由を、一度リセットして考えるべきだという指摘があったということですね。

委員 そのことについて議論すると、対象者を小学校3年生に戻すのか、4年生のままで良いのかという問題ではなくなってくると思います。

6年生でも一人で家にいるのが安心かどうか言われれば、小学生ですので危険だと思われそうですが、そういった子供も、対象児童が少なくなれば受け入れが可能になってくると思います。

今は対象児童数が多いから4年生を3年生にしようという議論ではなくて、本来のこの事業の目的をはっきりさせることができれば、6年生でも受け入れをしてあげれば良いと思います。

委員長 真に必要な人がサービスを受けられるようにすべきという、その言葉はキーワードですので入れておくようにしましょう。

委員 施策の見通しの保育所の再編の部分について、「再編計画に沿って、保育所の統廃合を行い、効率化を図るべき」とありますが、現在、保育所の統廃合については既に決まっています。保育所の再編が進んでいる中で、既に効率化を図っていますので、再編の速度をあげるべきという表現のほうが良いと思います。

委員長 「再編計画に沿って、保育所の統廃合を行う流れを加速すべきである」というふうにしましょう。

委員 そのような内容であれば、外部評価結果（案）へあえて書く必要はないのではないのでしょうか。

委員長 再編計画よりも、もう少しがんばって進んでくださいという話ですので、残しておこうということですね。

外部評価報告書（案）の検討（第7回京丹後市行政評価委員会における主な意見の要旨）

委員会からの意見や歳出抑制案の提案内容について、担当部局との議論の機会を持ち、最終的な委員会としての意見のまとめを実施。

委員長 施策の見通しで「自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進費事業について廃止について検討すべき」と書かれている部分ですが、ポイントは、母子家庭の母の経済的な自立促進を図るためにはなくてはならないということと、法律により市の努力義務とされている事業であるため、市としては必要な事業と考えているということです。

実績がないということで、実施方法を工夫してはどうかということも言えると思いますがご意見をお願いします。

委員 この部分については、委員会意見からは削除してはどうでしょうか。

委員 残しておいても良いと思います。個人で資格を取得してもらえればよいのではないのでしょうか。

委員長 この部分については委員会意見から削除することにしましょう。

次に、歳出抑制の部分の放課後児童健全育成事業についてご意見をお願いします。

委員 358人の児童を預かるのに年間で1億1千6百万円も掛かっています。このことについて、もう少し効率的な運営が必要というような議論にはならないのでしょうか。例えば、預かる場所を集約して、効率的な運営ができないのでしょうか。

担当部局 制度のガイドライン上、1施設あたり70人まで目安となっていることから1か所に集約することは困難と考えます。

委員 この部分の議論は、対象者の整理ができていいのかということがあったと思います。母子や父子家庭で本当に必要とされているかたがいる中で、共働きで十分な所得のある人も制度を利用できるので、その辺をしっかりすべきと思います。

委員長 制度としては、共働き家庭の児童を対象としていますし、所得制限により対象者を限定するということもできないので、それは難しいと思います。

委員 学童保育の利用料は、所得によって変わりますか。

担当部局 所得応分負担となっております。料金制度については府下市町の状況を研究することは課題と考えています。

委員 そうであれば、所得による利用料の差があっても良いのではないかと思います。

委員長 それではこの部分については、「学童保育については、収入に応じて利用料を変えてはどうか」ということを付け加えることにします。

続いて歳出抑制の部分の子育て支援センター事業について、この部分については、「必要性は低い」とありますが、やや言いすぎの部分がありますので、「他と比べると優先順位が低い」と表現を修正し、「大幅な縮小」とありますが「大幅な」を削ることにしましょう。